

# 加古川市

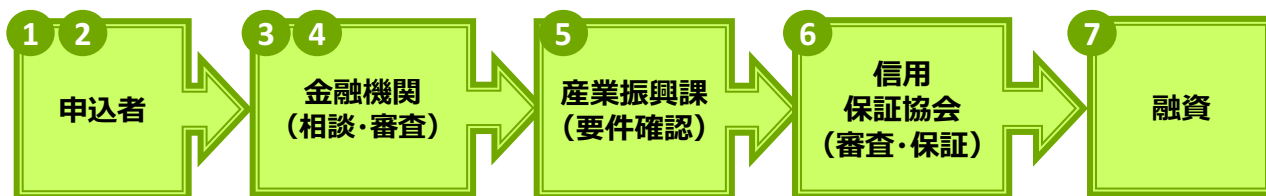
## 中小企業融資制度のごあんない

- あなたの会社の**経営安定化**や**成長**を支援します。
- 運転資金・設備資金**にお使いいただけます。
- 一部のメニューで**信用保証料の支援**があります。



相談はお気軽に！！

### 手続きの流れ



### 申込手順

- 1 融資の窓口となる金融機関を決めてください（裏面 取扱金融機関を参照してください）。
- 2 市役所産業振興課で申込みに必要な書類を取得してください。
- 3 取扱金融機関へ融資の申込を行ってください。
- 4 金融機関が内容を審査します。融資可であれば、保証協会への保証申込書類を作成します。
- 5 市役所産業振興課へ必要書類を提出してください（要件確認を行います）。
- 6 保証協会に保証申込書類を提出します。保証協会が内容を審査します。
- 7 金融機関から融資が実行されます。

# 加古川市中小企業融資制度一覽

融資種類	一般融資	小口融資	小規模企業 支援融資	創業支援融資
利用頂ける方	市内に住所または主たる事業所を有する中小企業者			市内で創業する個人又は法人
NPO法人の 取扱い	○	○	× ※医業を主たる事業とする場合は除く	×
申込要件	①市税を滞納していない			
		②従業員数が20人 (商業又は宿泊業及び娯楽業を除くサービス業は5人)以下 ③保証協会の保証を受けていない又は小口融資を返済中で融資申込み金額と保証残高の合計が融資限度額以内のもの ④融資申込前一年間において納期が到来した市民税の所得割(法人税割)を完納している ⑤一年以上同一県内、同一業種の事業を営んでいる	②従業員数が20人 (商業又は宿泊業及び娯楽業を除くサービス業は5人)以下 ③保証協会の保証付融資残高と融資申込金額の合計が1,250万円以下	②次のいずれかに該当する者 ア)事業を営んでいない個人で、1ヶ月以内※に新たに事業を開始する方又は2ヶ月以内※に新たに会社を設立する方 イ)事業を営んでいない個人が事業を開始し、事業開始後5年以内の方 ウ)事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年以内の会社 エ)分社化を計画する会社又は設立後5年以内の分社化された会社  ※特定創業支援事業を受けた場合は6ヶ月以内
資金使途	運転・設備 (運転資金とは、商品・原材料の仕入れ、手形決済、人件費の支払いなどです) (設備資金とは、機械・車両の購入、工場・店舗の建築などです(要見積書))			運転・設備 (事業開始前に発生する資金を含む)
融資限度	3,000万円	1,250万円	800万円	1,000万円 (特定創業支援事業による支援を受けた場合は1,500万円)
融資期間	7年 (内6ヶ月据置可)	7年 (内6ヶ月据置可)	7年 (内6ヶ月据置可)	7年 (内1年据置可)
融資利率	年1.5%	年1.4%	年1.4%	年0.7%
返済方法	原則、元金均等分割払い	原則、元金均等分割払い	元金均等分割払い 又は一時払い	原則、元金均等分割払い
保証人	取扱金融機関又は信用保証協会の定めるところによる	信用保証協会の定めるところによる	信用保証協会の定めるところによる	信用保証協会の定めるところによる
担保	取扱金融機関又は信用保証協会の定めるところによる	不要	信用保証協会の定めるところによる	不要
信用保証	原則必要	必要	必要 全国統一の保証制度「小口零細企業保証」	必要
その他	—	必要保証料の1/2を市が負担	必要保証料の1/2を市が負担	必要保証料の1/2を市が負担

# 融資申込みに必要な書類

○…必ず必要 △…該当される方のみ必要

融資種類 書類名	一般融資	小口融資	小規模企業 支援融資	創業支援融資
申込書(兼誓約書)	○	○	○	○
信用保証委託申込書 (申込人(企業)概要含む)	○	○	○	○
市税確認承諾書(※1)	○	○	○	○
納税証明書(※2)	—	○	—	—
所得課税証明書(※2)	—	△ 個人の場合	—	—
印鑑証明書(※3)	○	○	○	○
許認可証等の写し	△ 必要な業種	△ 必要な業種	△ 必要な業種	△ 必要な業種
見積書 (有効期限内のもの)	△ 設備の場合	△ 設備の場合	△ 設備の場合	△ 設備の場合
特定創業支援事業を受 けたことの証明書(※4)	—	—	—	△ 該当する場合
商業登記簿謄本又は 履歴事項全部証明書	△ 法人の場合	△ 法人の場合	△ 法人の場合	△ 法人の場合
委任状(代理の方が申 請される場合)	○	○	○	○

・申込書類には、印鑑登録されている実印を押印してください。

(※1)担当課(産業振興課)が申込人の市税納付状況を確認することについて、同意を得るための書類です。

(※3)印鑑証明書は、直近3ヶ月以内に発行のものでお願いします。

(※4)加古川市に事前に証明書発行の申請が必要となります。

## (※2)納税証明書及び所得課税証明書について

必要書類		納税証明書	所得課税 証明書	納税証明書等交付申請書の記入方法
ご利用 の融資制度	法人	○ (年度指定)	—	税目「法人市民税」にチェック
	個人	○ (年度指定)	○ (年度指定)	税目「市県民税」にチェック

小口融資の申込期間	証明書の必要年度
平成30年4月1日～平成30年5月31日	29年度(28年中所得分)
平成30年6月1日～平成31年1月31日	29年度(28年中所得分)・30年度(29年中所得分)
平成31年2月1日～平成31年3月31日	30年度(29年中所得分)

## 各種書類の交付場所

**納税証明書** 加古川市役所 新館2階 収税課、各市民センター窓口

**所得課税証明書** 加古川市役所 新館2階 市民税課、各市民センター窓口

**印鑑証明書** 【個人の場合】加古川市役所 新館1階 市民課、各市民センター窓口  
【法人の場合】登記場所の法務局

## 加古川商工会議所

商工会議所では、中小企業とくに小規模事業所のあらゆる経営のご相談にお答えするため、中小企業相談室を設けております。経営・金融・税務・経理など経営上の諸問題でお困りの方々に対して、相談や指導などのお手伝いをしています。

住所 加古川市加古川町溝之口800

TEL 079-424-3355

URL <http://www.kakogawa-cci.or.jp>

## 兵庫県信用保証協会

信用保証協会は、中小企業者の金融円滑化のために設立された公的機関です。  
兵庫県信用保証協会加古川支所(担当地域:加古川市、高砂市、稲美町、播磨町)

住所 加古川市加古川町溝之口788

TEL 079-424-1105

## 取扱金融機関

### 市内各本支店

三井住友銀行(※別府支店除く)  
りそな銀行 山陰合同銀行  
但馬銀行 中国銀行  
百十四銀行 みなと銀行  
但陽信用金庫 西兵庫信用金庫  
日新信用金庫 播州信用金庫  
姫路信用金庫 兵庫信用金庫  
淡陽信用組合 兵庫県信用組合  
大阪協栄信用組合

### 市外

三井住友銀行 高砂支店 日新信用金庫 宝殿支店  
みなと銀行 土山支店 日新信用金庫 本荘支店  
みなと銀行 宝殿支店 播州信用金庫 稲美支店  
但陽信用金庫 高砂支店 播州信用金庫 土山支店  
但陽信用金庫 高砂中央支店 西兵庫信用金庫 高砂支店  
但陽信用金庫 高砂西支店 姫路信用金庫 土山支店  
但陽信用金庫 本荘支店 姫路信用金庫 宝殿支店  
但陽信用金庫 稲美支店 兵庫県信用組合 稲美支店

このパンフレット掲載内容に関するお問い合わせ

## 加古川市 産業経済部 産業振興課

〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000  
加古川市役所 新館3階

TEL: 079-427-9756

FAX: 079-424-1373

URL: <http://www.city.kakogawa.lg.jp>

